(日本工業規格A4)

### 適格機関投資家等特例業務に関する公衆縦覧

令和3年6月30日

届出者 住所又は所在地 〒790-0874

松山市南持田町27番地1

電話番号

(089) 933 - 1513

商号

又は名称

ひめぎんリース株式会社 代表取締役 平尾 秀一郎

氏 名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

## (注意事項)

1 届出書を書面により提出する場合、届出者が個人である場合には氏名に併せて届出者の印を、届出者が法人である場合には代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。

2 適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者(法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員)を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。

3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。

# 1 適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況

(令和3年6月30日現在)

代表	長者	業務の	7種別	主	たる営業所又は事務	所	ホームペー	他に行っている事	資本金の額又は出 資の総額(円)
(ふりがな) 氏名	役職	私募	運用	名称	所在地	電話番号	ジアドレス	業の種類	
平尾 秀一郎	代表取締役	0	0	本社	松山市南持田町27番地	089 (933) 1513	http://www.him egin-lease.jp		30, 000, 000

#### (注意事項)

- 1 「業務の種別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。
- 2 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額(円)」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。
- 3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。

# 2 適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況

(令和4年 5月31日現在)

出資対象事	出資対象	出資対	象事業の内容	業務の	の種別			適格機関 投資家以	第233条 の3各号	公認会計士 又は監査法	適格機関投資
業持分の名称	事業持分の種別	(商品分類)	(内容)	私募・ 運用の 別	届出の種別	投資家の 種別	投資家の数	外の出資	で 掲げる 者 の 有無	人の氏名又は名称	家の商号、名 称又は氏名
えひめガイ ヤ成長産ファ 化支援ファ事 業有限 組合	投資事業 有限責任 組合契約	ベンチャー・ ファンド	農林漁業者の主導性 を確保する6次産業 化事業体に限定	私募・運用	63条	金融機関 等 (1) 事業法人 等 (1)	2	有	無	EY新日本有 限責任監査 法人	株式会社愛媛 銀行、株式会 社農林漁業成 長産業化支援 機構
えひめアグ リファンド 投資事業有 限責任組合	投資事業 有限責任 組合契約	ベンチャー・ ファンド	四国地区(特に愛媛 県内)の農業法人に 限定	私募・ 運用	63条	金融機関 等 (1)	1	有	無	EY新日本有 限責任監査 法人	株式会社愛媛 銀行
えひめ地域 活性化投資 事業有限責 任組合	投資事業 有限責任 組合契約	ベンチャー・ファンド	愛媛県を中心に地域 活性化に寄与する創 業・第二創業及び成 長性の高い未上場企 業等	私募· 運用	63条	金融機関 等 (2)	2	有	無	PwC京都監 査法人	株式会社愛媛 銀行、株式会 社ゆうちょ銀 行
えひめ一次 産業応援投 資事業有限 責任組合	投資事業 有限責任 組合契約	ベンチャー・ ファンド	愛媛県内を中心とした地域の有望な第一 次産業に関わる企業 等		63条	金融機関 等(1)	1	有	無	EY新日本有 限責任監査 法人	株式会社愛媛銀行
せとうち SDG s 投資 事業有限責 任組合	投資事業 有限責任 組合契約	ベンチャー・ ファンド	瀬戸内地域において SDG s の実現に資す る事業を行う企業	私募・ 運用	63条	金融機関等(1)	1	有	無		株式会社愛媛 銀行

出資対象事		出資対象	事業の内容	業務の種別		週俗饿)	也次字里	第233条	公認会計士 又は監査法	週俗饿渕仅貝
業持分の名称	事業持分の種別	(商品分類)	(内容)	私募・運用の種別	1汉貝豕♡	投資家の   数	外の出資	に掲げる 者の有無	人の氏名又	家の商号、名 称又は氏名

#### (注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「私募・運用の別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。
- 5 「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)附則第 48条第1項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則48条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律(平成27年法律第32号)附則第 2条第1項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧63条」と、同法による改正後の金融商品取引法第63条第1項第 1号又は第2号に掲げる行為に係る業務である場合は「63条」と記載すること。
- 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。

なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。

## 「金融商品取引業者等」

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)(以下6において「定義府令」という。)第10条第1項第1号又は第2号に掲げる者をいう。

## 「金融機関等」

同項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号又は第21号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成9年大蔵省・農林水産省令第1号)附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社をいう。

# 「投資事業有限責任組合」

定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。

## 「事業法人等」

同項第20号、第23号イ又は第23号の2に掲げる者(第23号イに掲げる者にあっては、居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下6において同じ。)に限る。)をいう。

## 「個人」

定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者(居住者に限る。)をいう。

## 「外国法人又は外国人等」

同項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者(第23号イ及び第24号イ

出資対象事	出資対象	出資対象	事業の内容	業務の種別	適格機関	過俗成因	適格機関 投資家以	第233条 の3各号	公認会計士 又は監査法	<b>過俗隊)   1</b>
業持分の名称	事業持分の種別	(商品分類)	(内容)	私募・ 運用の 種別	112 貝 豕 ツノ	投資家の   数 	外の出資者の有無	に掲げる	人の氏名又	家の商号、名称又は氏名

- 7 「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 8 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は 第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」 と記載すること。
- 9 「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。
- 10 「適格機関投資家の商号、名称又は氏名」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる全ての適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする全ての適格機関投資家の商号、名称又は氏名を記載すること。

(別添3:役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務 所等の状況)

商号、名称又は氏名 ひめぎんリース株式会社

1 役員及び政令で定める使用人の状況

(令和6年8月26日現在)

(ふ り が な) 氏 名 又 は 名 称	役職	政令で定める使用人の種別
TO 565 Lip 31/5 3.5 平尾 秀一郎	代表取締役	金融商品の価値等の分析に基づく投資 判断を行う者
かなべ、おきむ 渡辺・修	取締役	非常勤
p oy clast 見乘 敏章	取締役	非常勤
自石 和史	監査役	非常勤
##\chick \chick\rightarrow\right	監査役	非常勤
武田 普典	部長(投資運用担当 兼法務担当)	運用を行う部門を統括し、法令等遵守 業務を統括する者の権限を代行し得る 地位にある者
*>*bc	副社長	法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに 準ずる者

## (注意事項)

- 1 外国法人にあっては、国内における代表者(法第63条第7項第1号ニに規定する者を いう。以下この様式において同じ。) について本表に記載する必要はないが、「3 国 内における代表者又は国内における代理人の状況」欄に記載すること。
- 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する 業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人 その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
- 3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に( )書 きで併せて記載することができる。
- 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	電話番号
本社	松山市南持田町27番地1	089 (933) 1513

#### (注意事項)

適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

国内における代表者又は国内における代理人の状況

(ふ り が な) 氏 名、商 号 又 は 名 称	所 在 地 又 は 住 所	電話番号
がいさ 該当なし		

- 1 届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有 する個人である場合には国内における代理人(法第63条第7項第2号ニに規定する 者をいう。) について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。
- 2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名、商号又は名称」欄 に()書きで併せて記載することができる。